

緊急自動車の運転資格審査実施要領の制定について

平成19年6月1日
例規（千免）第49号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成19年6月2日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

緊急自動車の運転資格審査実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第6項、第7項又は第8項に定める年齢又は免許を受けていた期間に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

第3 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車（使用の本拠地が千葉県内にある場合に限る。）の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条で定める使用者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第1号）を千葉県公安委員会に提出して行わせるものとする。

第4 審査の場所

審査は、千葉運転免許センターの場内コースにおいて行うものとする。

第5 審査用自動車

審査に用いる自動車は、審査用自動車の基準（別表第1）によるものとする。

第6 審査の内容及び実施

1 審査の内容

審査の内容は、別表第2のとおりとする。

2 審査は、次の諸点に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官は、千葉運転免許センターの技能試験官の中から、千葉運転免許センター長が指定すること。
- (3) 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には審査を受ける次番者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示指導すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定及び中止
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適当な場合には、審査を延期すること。
- (7) 自動二輪車に係る審査は、四輪車又は二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

第7 審査の判定

1 審査の不合格及び中止

審査の内容の履行条件のいずれかを果たさなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- (1) 右側通行したとき。
- (2) 脱輪をしたとき。
- (3) 転倒をしたとき。
- (4) 試験官が危険防止のため補助したとき。

2 合否の決定

上記不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の決定を行うものとする。

3 判定結果の記録

判定の結果は、審査判定表（別表第3）に記録するものとする。

第8 運転免許証への記載等

- 1 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日千葉県公安委員会」の例による記載をし、千葉県公安委員会印（以下「公安委員会印」とする。）（第5号印）を押印するとともに、申請書にその旨記録して保存しておくものとする。
- 2 審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したため運転免許証の再交付を受け、上記記載を必要とする場合は、事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、千葉県公安委員会がその者について審査を行った都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）でないときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（別記様式第2号）を提出させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認した上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（審査公安委員会に係る都道府県名）〇〇公安委員会」の例による記載をし、公安委員会印（第5号印）を押印する。
- 3 審査なし緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者（千葉県内に住所を有する者に限る。）が運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、千葉県公安委員会に対し使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車（普通）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日千葉県公安委員会」の例による記載をし、公安委員会印（第5号印）を押印する。ただし、中型自動車については、「政令で定める中型車運転可〇〇年〇月〇日千葉県公安委員会」の例による記載をするものとする。

別表第1（第5）

審査用自動車の基準

運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備考
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	1 原則として、補助ブレーキを有するものであること。
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距1.30メートル以上の普通自動車	2 自動変速装置を有するものでないこと。
大型自動二輪	総排気量がおおむね0.750リットルで車両総重量200キログラム以上の自動二輪車	オートバイ型とする。
普通自動二輪	総排気量が0.300リットル以上0.400リットル以下の自動二輪車	
小型限定普通自動二輪	総排気量が0.100リットル以上0.125リットル以下の自動二輪車	

別表第2（第6の1）

審査の内容

課題	課題の設定	課題の履行条件	回数
周回コース	外回りとする		
指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1

ス 及 び 幹 線 コ ー ス の 走 行	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																	
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更が行える道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																	
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																	
障害物間の通過	1 中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)	1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="900 651 1323 974"> <tr> <td>中型自動車</td> <td>フォースギア</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>トップギア</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>フォースギア以上</td> <td>〃</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="379 1093 850 1339"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	中型自動車	フォースギア	おおむね40キロメートル毎時	普通自動車	トップギア	〃	自動二輪車	フォースギア以上	〃	区間	A	B	C	D	E	種別						中型自動車	10	3	8	7	1	普通自動車	10	3	6	5	1	1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。 (指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)	1
	中型自動車	フォースギア	おおむね40キロメートル毎時																																		
普通自動車	トップギア	〃																																			
自動二輪車	フォースギア以上	〃																																			
区間	A	B	C	D	E																																
種別																																					
中型自動車	10	3	8	7	1																																
普通自動車	10	3	6	5	1																																
2 自動二輪車 (単位メートル)	2 障害物の間を通過し終わるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。 3 上記コースの条件 (1) 障害物はロードコン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。 (2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。 (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直進路における転回」において同じ。)	2 障害物の間を通過し終わるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。 3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行する。																																			
	1 中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)	1 中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによ																																			

直線路における 転回	2 自動二輪（単位メートル）	って転回すること。 2 自動二輪にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。 3 中型自動車及び普通自動車にあつては切返しの都度、自動二輪にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。	1									
急停止	1 周回コース等に目標物を数力所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。 2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。	1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="900 568 1323 893"> <tr> <td>中型自動車</td> <td>フォース ギア</td> <td>おおむね 40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>トップギア</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>フォース ギア以上</td> <td>〃</td> </tr> </table> （指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。） 2 車輪をロックさせたまま停止しないこと。 3 横振れして停止しないこと。 4 制動区間を超過しないこと。	中型自動車	フォース ギア	おおむね 40キロメートル毎時	普通自動車	トップギア	〃	自動二輪車	フォース ギア以上	〃	1
中型自動車	フォース ギア	おおむね 40キロメートル毎時										
普通自動車	トップギア	〃										
自動二輪車	フォース ギア以上	〃										

以下別表等省略